

官民競争入札等監理委員会  
統計部会  
第5回議事録

内閣府官民競争入札等監理事務局

## 第 5 回 官民競争入札等監理委員会 統計部会 議事次第

日時:平成 18 年 11 月 1 日(水) 10:00~12:10

場所:永田町合同庁舎 1 階共用第 1 会議室

1 開 会

2 各省ヒアリング

- ・ 農林水産省
- ・ 文部科学省
- ・ 財務省・国税庁
- ・ 総務省統計局・統計センター

3 その他

4 閉 会

(農林水産省関係者入室)

斉藤部会長 それでは、少し定刻より早いですけれども、第5回「統計部会」を始めさせていただきますと思います。

本日は、指定統計調査の民間開放について、前回に引き続きまして各省庁からのヒアリングを行っていただきます。

指定統計調査を所管している農林水産省、文部科学省、財務省、国税庁からヒアリングを行いたいと思います。

それでは、まず、農林水産省からお願いいたします。大臣官房統計部の西岡統計企画課長、よろしくようお願い申し上げます。時間が10時30分ごろまでの予定でございますので、申し訳ございませんが、御説明の方を15分ぐらいでよろしくようお願いいたします。

西岡課長 ただいま御紹介いただきました農水省の大臣官房統計部の統計企画課長をしております西岡と申します。よろしくようお願いいたします。このような機会を設けていただきましてありがとうございます。

早速、資料の方を御説明差し上げたいと思います。お手元には、第5回「統計部会」の資料として、ホチキスでとじられた各省の資料がお手元にあると思いますけれども、農水省の方の資料は、1ページ目から全部で9ページ目までという形になっておりますので、それぞれ順次概要を御説明差し上げたいと思います。

お開きいただきますと、2ページ目が取組の状況になっております。これは包括的な部分ですので、後ほど御説明差し上げたいと思います。

まず、最初に3ページ目をお開きいただければと思います。

3ページ目は「農林水産省所管の指定統計調査一覧」という形で整理をさせていただきます。農水省は7本の指定統計がございます。

最初に「農林業センサス」「漁業センサス」。これは、いわゆる全数調査でございます。5年ごとの周期年でやらせていただいております。そのほか「農業経営統計調査」「作物統計調査」「海面漁業生産統計調査」「木材統計調査」「牛乳乳製品統計調査」。これらは、毎年、もしくは四半期、月ごとという形で組み合わせて調査を実施しております。

その具体的な調査の流れが下の図にございますけれども、まず農林業センサスと漁業センサスは、いわゆる法定受託事務として都道府県、市町村、統計調査員を使って調査を実施しております。

いわゆるほかの総務省なり、基本的にはほかの法定受託事務と同じような流れで調査を実施させていただきます。

次の農業経営統計調査以下5本が右側の方にございます。いわゆる各県ごとにあります地方農政事務所、更には現場にある統計情報センターを通じて、統計調査員もしくは職員が直接郵送、面接、実測という形で調査をやらせていただいております。

調査対象は、御案内のように、農林魚家、個々の経営体から、いろいろな関係団体組織、もしくはそういう企業ということで幅広い形で調査を実施しております。

それをもう少し詳しく内容を整理したものが、次の４ページ目でございます。

それぞれ先ほど申しました指定統計を見ますと、大きく分けると、左の方にございますが「１．構造統計」「２．経営統計」「３．生産統計」「４．流通・消費統計」という形で分類しております。

特に、上の「１．構造統計」は、いわゆる農林漁家を対象とした全数調査ですので、調査対象数もかなり大きく、調査員も５年ごとですけれども、かなり動員して調査をしております。

予算も、ここで掲げておりますのは、５分の１にしておりますが、センサスですので、かなりの規模となっております。

そのほかに、具体的な利活用は、やはり農林水産政策のさまざまな基本政策の立案なり、後は地方交付税の基準財政需要の基本的な算定基礎という形で用いられております。

次に、２．にある「農業経営統計調査」ですけれども、これは農家の経営収支、品目別生産費なりを標本調査で実施しておりますけれども、この調査の特徴としては、例えば農家への直接支払いといいますか、交付金を支払う制度が新たに今年度からスタートしたんですけれども、単価の直接的な算定基礎になりましたり、あとは北海道を中心とする加工原料乳向けの生産者の補給金というものをしておりますけれども、これも同じように単価設定という形で活用させていただいております。

この調査自体も、かなり農家の経営収支を各品目別、部門別に把握したり、労働時間なりも含めてかなり詳細に把握しております。したがって、それを補足するような形で、職員が面接で聞き取ったり、足りない部分を補ったりして調査をしております。

特に、農林漁家、特に農家ですので、日々の信頼関係なりをやりながら調査を実施しているというのが特徴かと思えます。

そのほか、生産統計につきましても作物統計調査がございます。これは面積とか収穫量、被害なりを把握しておりますけれども、主な利活用としては、これもいわゆる米政策なり、調査の活用のところがございます、集荷円滑化対策というようなもの、更には各基本計画の生産努力目標なり、共済の損害額の審査なりに活用するという形でございます。

例えば、一番わかりやすいものとしては、作況調査といいますか、つい先日、お米の作況指数が新聞にも出ておりましたけれども、今年１０月現在で９６という数字がございますけれども、そういうものもこの調査の中で収穫量なりを把握しております。

例えばお米の場合、作況指数が１０１を超えますと、自動的に市場隔離政策を発動させていただいております。加工向けに日常食べるお米以外の加工用に自動的に隔離して需給を安定させるというトリガーの形の政策を取っております。かなり調査精度なりも求められているという形。

あと御案内のように、台風がございまして、例えば佐賀県とか、九州に塩害が局地的に発生したんですけれども、そういうものも織り込んで推計したりするという調査となっております。

そのほか下にございますけれども、海面漁業、木材統計、牛乳統計、これらはかなり直接的な政策の立案なり、算定基礎という形で使っております。

このように、農水省の指定統計の特徴といいますか、一言でいいますと、財政負担、政策発動の判断指標、非常に直接的に政策との結び付きが強い。

したがって、誤差率なりでもかなり低いものを設定して進めているという特徴がございます。

そのほか、農作物なり自然を相手にしておりますので、どうしても現場での耕地面積をはかったりとか、実測という収量の把握なりということで、フィールド調査が必須であるものがある。

あとは、先ほど申しましたが、対象が農林漁家から始めて企業まで幅広い形で進めさせていただいております。

5ページ目でございますけれども、法定受託事務のセンサスの調査の流れでございます。これは、基本的には各省の法定受託事務の流れと同じかと思えます。企画調査準備を本省でやり、都道府県、市町村、調査員、右の方に向かって流れながら調査対象から回収して都道府県経由で最終的には本省で審査、集計、公表をしております。

したがって、農水省の部分は企画とか調査準備なりが中心ですけれども、そのほか地方支分部局を使いまして、現場でのそういう説明会に職員が参加して質疑に当たったり、集計プログラムを農水省で一括して開発して都道府県に提供したりという形での支援も進めながら調査を進めさせていただいております。

6ページ目につきましては、農水省の指定統計調査の各事務部門別の民間開放の状況ということで、一覧表を整理させていただいております。

法定受託事務は都道府県にお願いしているということで、特にデータ入力の部分については、各都道府県がそれぞれ民間機関なりを使って入力させていただいているという実態です。

そのほか農業経営統計調査なりにつきましても、民間機関にお願いをして、データ入力なりをさせていただいております。ここの部分は特にデータが膨大であるとか、農家の方にいろいろ記帳していただいたものということで、データ入力なりを一部実施しております。

そのほか、特徴としては、先ほど申しましたが、集計プログラムにつきましては、基本的には民間開発をしている。ここには出てございませんけれども、本省の電算システムの機材の運営とかメンテナンス、あとは印刷とか、広報関係、こういうものについても民間委託を進めております。こういう形で民間委託なりも順次進めさせていただいております。

7ページですが、こういう形で民間委託も順次進めておりますけれども、御案内のように、特に農水省は、地方支分部局の職員を活用した調査実施というのが特徴でございますけれども、これまで数次にわたる行政改革に対応して人員削減とか、組織統合に取り組んできております。

そういう状況の中で、御案内のように、昨年 17 年 12 月に行政改革の重要方針の中で、総人件費改革、公務員の純減 5 % 以上確保するという事で、その業務の整理の重点分野として、ここにございますように、農林統計関係というものが掲げられました。

これにつきましては、8 ページ目にございますけれども、これもつい先だって 6 月末に、特にこの件につきましては、先生も御参加いただいているかと思えますけれども、行政減量の効率化有識者会議で御議論いただきまして、こういう形で閣議決定をいただいております。

この中につきましては、2 の(1)の にございますように、農林統計部門、17 年度末で 4,132 人ございますけれども、これにつきましては、向こう 22 年までの間に 1,904 名を純減させるという形で閣議決定されております。

これは、当省の統計業務でも、これまで取り組んできたことのないような、かなり大幅な人員削減という形になっておりまして、これにつきましては、既に当省はもとより、政府一体となって、新規採用の抑制と省庁間の配転作業を、今、進めている段階にございます。

これとの関連もございまして、9 ページでございますけれども、指定統計につきましても、特にこういう人員削減に依って行く中で、効率的に調査を進めるということで、アウトソーシングを積極的に推進していくということを考えておりまして、現在、その取組を進めている段階でございます。

左側の方にございますように、16 年現在で、職員調査が 4 本、調査員が 3 本ございましたが、今後は郵送調査 4 本、調査員 3 本というように、基本的には職員が実査で関与するものは、ここにございますように農業経営統計調査、作物統計調査でございまして、そのほか、標本数の削減とか、簡素化、調査先の変更なりというものを鋭意進めております。

この取り決めの中で、やはり調査員の確保を図りながら、特にこういう郵送調査なりの移行の負担の軽減とか、調整制度の確保ということが課題になっております。

ここには指定統計調査をオンライン化したものは、現在、ございませぬけれども、特に農林業が対象であった実測が必要だということも要因の一つでありますけれども、そうではないもの、承認統計、届出統計なりにつきましては、卸売市場関係とか、食品企業団体関係なりについては、13 本の調査でオンラインを導入しておりまして、農水省全体で見ますと、19%のオンライン導入率となっております。

特に下の方にございますけれども、牛乳乳製品統計とか木材統計などは、今後、総務省の府省共通システムを使って導入を推進していきたいと考えております。

最後に 2 ページ目に戻っていただきまして、全体の取組状況ということでございます。

これにつきましては、まず最初に 1 . のところは、先ほど申しました民間委託の現状を整理したものでございます。

2 . のところが、基本的な考え方でございますけれども、既に御説明差し上げましたとおり、そういう総人件費改革の達成を図る、組織を 22 年までに半減させることを達成する

ために、職員調査から調査員調査や郵送調査化に移行させるなどアウトソーシングを積極的に推進していくということにしております。

したがって、「市場化テスト・民間開放」については、このアウトソーシングを進める一つ的手段として位置づけまして、実施に向けた取組を速やかに推進していきたいと考えております。

その場合の課題といたしましては、3. にございますように、統計の性格性、信頼性の確保、秘密の保護なりの措置、あとは現在、総務省が実施している試験調査の活用、更には、今、総務省を通じて行われている都道府県の意向把握も含めた課題を乗り越えていくための条件、環境整備、あとはコストの評価、質の基準、特に民間事業者の確保ということが、特に全国に広がる調査フィールドの中で、こういうものを確保していくこと。こういう課題をクリアして、速やかに推進していきたいと思っております。

いずれにしても、当省が進めるアウトソーシングを取組の一つとして位置づけまして考えておりまして、先行する各省の取組なども参考にして、従来の民間委託も含めて、今後しっかり対応してまいりたいと考えております。

斉藤部会長 ありがとうございます。それでは、先生方から御自由に御質問等、御意見があればお願いいたします。

先生、どうですか。

廣松専門委員 農水省の統計に関しては、民間委託と同時にというか、人員削減の問題が、現在の仕事だろうと思います。

一方で、ニーズとしては、やはり構造統計を始め、大変いろんな意味で脚光を浴びているニーズがある。そういう意味で、是非質を確保した上でスリム化をしていただくことをお願いしたいと思います。

これは単純な質問ですが、今日いただいた9ページの見直しの図のところ、大体郵送調査あるいは調査員調査に移る時期に関して明示されているわけですが、例えば木材統計に関して平成17年度、郵送の方に既に切り替わっているということのようですが、それに関して、調査員調査から郵送調査に変えたわけですが、その制度とか、あるいは回収率とか、そういうものに関して、何か事後的な検証をなさったものはあるのでしょうか。

農林水産省関係者 現在、とりまとめ中ございまして、この制度結果が出ましてから、そういった検証をすることにいたしております。

西岡課長 郵送ではございますけれども、郵送可能な企業とか、そういうところは比較的客体もしっかり、調査記入できたりするということと、あとは返ってこなければ、確認して100%ではありませんけれども、その回収をお願いしていますので、そういう移行に伴って精度が落ちたりということがないように進めてはおりますけれども、まだとりまとまってはおりません。

樫専門委員 今、廣松先生から構造統計に関する期待があったところですがけれども、今度は生産統計の方、従来はフィールド調査という、統計というよりは、ほぼ実測に近いこ

とをやられていて、この部分が大幅なダウンサイジングになって、先ほどの話を見ますと、補助者を民間委託するという計画もあるということなんですけれども、このフィールド調査に関して、いわゆる技能といいますか、米の場合は坪刈りとかいろいろあったんだと思うんですけれども、そういうものに関しては、比較的伝承といいますか、民間に委託して十分なものができるといえるような形であるかということ。

もう一つ、この種のフィールド調査、多分各国生産統計でこういうことをやっているのではないかと思うんですけれども、今、各国がフィールド調査に関して、どういう状況になっているかということに関して若干教えていただければと思います。

西岡課長 1点目でございますけれども、今までここに書いてございますが、作物統計につきましては、坪刈りと申しまして、職員がほ場に入ってもみ数を数えたりして、最終的には収量を推定するわけですが、職員が3名1組でやっていましたけれども、それがアウトソーシングの中で補助者を2名段階的に入れながら、最終的には補助者を使って職員が責任を持って最後に推定作業をするという考え方でやっておりますので、当然伝承という部分、順次ということで一遍に切り替えると、なかなか精度の懸念もございますので、段階的に行う中で、補助者にそういう作業を伝えるということと、補助者がやる作業というのは、もみ数を数えたり、ある意味では非常に外形的にマニュアル化しやすいものですし、一緒にペアでいっても、当然職員が見ながらやりますので、最終的な責任は、職員がプログラムに基づいた推計作業をやりますので、その部分は担保できるような形で切り替えを図っていこうと思っております。

あと、各国のフィールド調査につきましては、実は坪刈りといいますか、米国が全く同じフィールド調査で実測をしております。インテルサットとか、アメリカも衛星が非常に発達しているんですけれども、特にアメリカの場合は、非常に穀物生産大国ですので、シカゴ相場の影響も大きいということで、最終的にはフィールドに入って実測をして、県段階でまとめて全国数値をつくるという、基本的には日本と同様の形で進めていると聞いております。

斉藤部会長 どうぞ。

佐々木専門委員 2点ほどお聞きしたいんですけれども、9ページのところで、統計の見直しということでございますけれども、こちらの方で地方公共団体へ法定受託されている農林業センサス、漁業センサスについては、そのままという図柄のように感じるんですけれども、直近で15年、17年に実施されましたけれども、その際も地方部局の方のセンターさんと協力しながらということなんですけれども、やはり専門性のある統計ということで、調査員さんも他の省庁の調査員さんとは違って、やはり農業でしたら農業関係者、漁業でしたら漁業組合関係者というところで、他の調査と異なる専門性がかなりありまして、多分都道府県・市町村も困難しながら調査をして、後の部分でも見直しというか、調査の主体のところなんかも抜本的に検討してというお話もあったんだと思うんですけれども、その辺のところは1つ。



2点目が、今の総務省の方で地方公共団体を通じた法定受託事務について市場化ということがございますけれども、この点につきましては、どのような御検討をされていく予定でございましょうか。

西岡課長 御案内のように、確かにセンサスの場合は、農林業の場合は非常に農家とか漁家とかいって、そういう細かい点も聞くとか、専門的な部分もございますけれども、基本的には法定受託事務ということで、市町村の統計調査員経由で確保された方々を通じてやらせていただいております。

もちろん、なかなか専門性とか、非常に細かいとか、実施する中でもいろいろな御指摘をいただいておりますが、その点は、特に地方にございます統計情報センターの職員が説明会とか、いろいろ後方支援とか、具体的な質問があればセンターの人間が答えたりするという形で補完し合いながら実施させていただいております。

そのほか、2点目の法定受託事務の「市場化テスト」なり民間開放の基本的考えですが、これは基本的には先行されている総務省の取組の条件整備とか、都道府県の意向をお聞きしながら、農林漁業センサスが専門性ゆえにそれができないとか、そういう考え方には、特に今まで市町村経由で調査をやっていただいておりますので、そこはそういう総務省の条件整備を踏まえながら、それに準じて何とか工夫して考えてやっていくんではないかと考えております。

ですから、それをやりやすいように、例えば調査票の中身がそういう形でいいのか、そういうところも考えていかなければいけないと思っております。

斉藤部会長 どうぞ。

引頭専門委員 1点だけ質問なんですけれども、ちょうどした資料の9ページ目の「改革の取組」というところで、海面漁業生産統計調査の調査対象が個別経営体から漁協の方に変わったということで、これは随分簡素化された調査という印象があるんですけれども、でもなおかつ調査員調査になっていますね。簡素化したにもかかわらず、調査員調査になっているのはなぜかということと、今後、これが郵送調査への過渡期という位置づけなのか、やはりこれは調査員調査でやらなければいけないのか、この辺をちょっと教えていただけますか。

西岡課長 ここは、やはり簡素化という点もございますけれども、漁家から直接聞き取って漁獲量がどれくらいであったかとか、そういう点から確かに漁協にお伺いしてまとめたりするという形で簡素化されているんですけれども、やはり漁協といいましても、非常に大きい漁協から小さい漁協とか、魚種もはっきり言いまして港ごとにそれぞれ違うという中で、やはり職員から調査員に切り替えましたけれども、一気に郵送して、そういう部分に対応できるかということもございまして、調査員という形でやっていく必要があるかと考えております。

農林水産省関係者 現場にまいりますと、やはり漁協に御協力いただいているんですが、この帳簿を見ながらやってくださいとか、そういったような場面が多々ございますので、

郵送だとなかなか御協力をいただけないという場合が非常に多いというのが実態なんです。

引頭専門委員 地域的にも郵送調査は難しい可能性が高いという御判断なんでしょうか。

西岡課長 ここは切り替えて、当然閣議決定の中で不断の見直しという宿題を背負っておりますので、これにかかわらず、回収状況とかを見ながら取り組んでいくということになろうと思います。これだけかどうかというよりも、やはり順次切り替えても特段の混乱なくやっていけるものであれば、当然次のステップに行きますし、郵送か調査員かという選択肢ではなくて、客体が相当大きい漁協でパソコンも全部整備されているものから、非常に小さい漁港で魚種もローカルなものとなると、併用しながら、場合によっては相手先の客体に合わせて、むしろ選択性の中で進めるというのも考え方としてありますので、そこはむしろそういう形も含めて不断の見直しというのは、これにかかわらず、当然しっかりやっていかなければいけないと思っています。

高橋専門委員 今後、かなり郵送調査のウェートが増えてくるので、この辺を民間入札の一つの形にされると思うんですが、それプラスデータ入力で民間機関でやっているところがありますが、これは各都道府県では違うかもしれませんが、割と純粋な民間なのか、あるいは多少息のかかったところなのか。そういったところはどうなんですか。

農林水産省関係者 純粋です。

高橋専門委員 わかりました。

西岡課長 基本的には、当然価格のみですけれども、競争入札になっておりますので、特に、例えば農業経営統計調査のデータ入力、各地方ごとにそれぞれの中でやっておりますので、地方にある普通の民間企業の方が入札して順次やるというような形でやっております。

斉藤部会長 どうぞ。

小幡部会長代理 こちらの場合は、私も定員の純減の方で関わりましたが、閣議決定で大きく公務員の数を減らすということになってございますね。ですから、指定統計について見直しという郵送調査に変えられるというのは、こちらの場合は、いわば公務員の数を減らさなければいけないので、かなり根本的に変えざるを得ない。

そうしますと、どういうふうな形で行くかというところですが、やはり統計調査のさまざまな守秘義務でありますとか、質を確保していきたいというときに、公共サービス改革法は法律の中でいろいろツールがございますので、これを使っていくというのは、ただ、なかなか官民になりにくいかもしれませんね。要するに、公務員の数としてできないというのがございますので、この場合は民民にならざるを得ないのかもしれませんが、いずれにしても、そういう形で公共サービス改革法を使っていかざるを得ないというか、つまり民間にやっていただかなければいけないというのが既定の路線としてございますので、そうするとどうやっていくか、そちらの方の話になってくると思いますので、是非積極的に早く、これには様子を見るということが書かれていますけれども、なるべく早く決断されて取りかかられた方がよろしいのではないかという気がします。

西岡課長 まさに視野といいますか、手法の1つでございますので、ただ切り替えてすぐ次のステップに行けるものもあると思います。当然調査の性格と規模とか、郵送で全国から発送しやすいものとか、どうしてもフィールドでやるときに、それを全国的に確保していくようなもので、調査の性格に応じて判断していけるものは、そういう速やかな取組をしていかなければいけない。まさにそういう純減という課題を背負っておりますので、そういう形で対応してまいりたいと思っています。

斉藤部会長 ありがとうございます。お時間がまいりましたので、本日の農林水産省のヒアリングを終わりたいと思います。

今日の議論を受けて、まだまだこの後もいろいろ御協力いただくことが多いと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

どうもありがとうございました。

(農林水産省関係者退室)

(文部科学省関係者入室)

斉藤部会長 どうもお待たせして済みません。それでは、文部科学省からのヒアリングをお願いいたします。生涯学習政策局の佐久間調査企画課長からお願いいたします。

大変申し訳ございませんけれども、10分くらいで御説明をお願いいたします。

佐久間課長 文部科学省の調査企画課長の佐久間でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、文部科学省が実施しております4つの指定統計調査につきまして、御説明をさせていただきますと思います。

お手元の資料10ページをお開きください。配布資料ということで、本日6種類の資料を用意しております。

まず資料1、11ページでございます。文部科学省所管の指定統計調査ということで、この表のように「学校基本調査」「学校保健統計調査」「学校教員統計調査」「社会教育調査」という4つの調査を実施しております。

調査周期でございますが、上の2つが毎年、下の2つが3年周期の調査でございます。対象は学校教育法に基づきます学校、幼稚園から大学までと、社会教育法に基づきます公民館、博物館、美術館などの社会教育施設を調査対象としております。

調査の系統でございますけれども、下の方に流れ図を付けておりますが、上の2つ、「学校基本調査」「学校保健統計調査」の方は都道府県の統計主管課を経由したもので、下の2つにつきましては、都道府県の教育委員会を経由して実施しているものです。

なお「学校基本調査」「学校教員統計調査」は、というところもございませぬけれども、高等教育機関に係る部分につきましては、文部科学省が直接調査を行っております。

調査の方法ですが、地方公共団体を經由する場合、直接やる場合、すべて郵送による調査を実施しております。ですから、調査員の調査というのはございませぬ。平成15年度以降、郵送調査に加えまして、オンラインの調査を順次導入してきておりまして、いろいろ

効率化に資する施策をやってございます。

12 ページがオンラインの調査の利用状況ということで、資料 2 ということで表をお示ししてございます。

ごらんのように少しずつではございますが、オンライン調査の利用率を毎年増加させ、業務の効率化を図ってきているところでございます。上から「学校基本調査」の初等中等機関、高等機関、それから保健統計、教員統計ということで、一番右が 18 年度の数字でございまして、学校基本調査の初等中等教育機関で約 67%、高等教育機関で 78%、保健統計が 44%、教育統計は 3 年に 1 回でございましてけれども、16 年度で始めて導入しましたが 70% という利用率になってございます。

教員統計の初等中等機関につきましては、22 年度からオンライン調査を導入する予定でございまして。

社会教育調査も 3 年に 1 度でございましてけれども、平成 20 年度からオンライン調査を導入ということで、各府省の共同利用型オンライン調査システムの運用に合わせまして、順次導入を図っていく予定でございまして。

それから、資料 3、13 ページでございまして、文部科学省関係の職員とか予算の状況でございまして。

下からまず予算でございましてけれども、それぞれの予算につきまして、総額、うち委託費等々のことを述べてございます。ごらんのように、非常に規模の少ないと言いますか、額の小さい調査が並んでおりますが、一番規模が大きい「学校基本調査」で、1 億 2,000 万程度の予算でございまして、その大半が地方公共団体への委託費ということで、ほとんどのところが都道府県への委託費という形で措置しているものでございます。

調査方法は、郵送調査ということで、統計調査員というのを使用しておりませんので、こういった形になってございます。

委託費の使い道でございまして、全国説明会へ出席するための旅費、県内の説明会のための費用、調査票等の郵送料等の事務経費という形になっております。

1 番の職員の方でございましてけれども、担当している職員も学校基本調査係で 5 名、残りの 3 つの指定統計の担当として、専門調査係が 3 名ということで、非常に人数も少のうございまして、業務の効率化、合理化を図るといふことの必要性をひしひしと感しているところでございまして、民間委託が可能なものについては、可能な限り民間委託をしなければいけないというのが現状でございまして。

民間委託についての現状でございまして、資料 4、14 ページでございまして。

14 ページから 15 ページにかけて、それぞれの調査につきましての外部委託の状況を表したものでございまして。ほぼ同様の内容でございまして、「学校基本調査」の 14 ページの上のところの真ん中辺りに「外部委託等」という形で示してございまして、具体的には各調査で外部委託をしているものといったしましては、調査票、手引書などの印刷の関係。都道府県、大学等への調査票の発送、オンライン調査システムのプログラムの開発とか改

修といった事柄、保守管理といったもの、あとはオンライン調査に係る照会対応事務でヘルプデスクなどを設けるときの外部委託をお願いしてございます。

それから、調査票の審査事務などにつきましても、派遣職員を必要なときに手当して外部委託を行っており、できるところについては、民間委託を実施してきているところでございます。

次の16ページ、資料5でございます。

地方公共団体を經由しているという業務のそれぞれの内容について述べております。それぞれの調査につきまして、市町村、都道府県等々の発送業務といったものについて、どう役割分担しているかというものでございます。かなり細かいものでございますが、1つ特徴といたしましては、文部科学省が実施しております統計調査の調査対象と言いますのが、市区町村、都道府県が設置する公立学校、それと都道府県が設置認可する私立学校。あるいは市町村、都道府県が設置する社会教育施設、図書館とか公民館といったもので、それぞれが所管しているものについての調査をしております関係から、それぞれの都道府県なりに、それらを管轄する部署がございまして、実際に調査をするに当たっては審査業務というのを都道府県、市区町村でしっかりチェックしていただいているということで、その辺が重要な業務ということになってございます。

最後でございますが、民間開放を進めるに当たっての問題点ということで、資料6、17ページでございます。

これまで御説明してきましたように、統計の正確性、信頼性の確保、秘密の保護を前提としながら、こういった民間開放についての検討が今なされているわけでございますけれども、私どもの方もこの2番のところからでございますけれども、現在、総務省が18年度に実施しております試験調査、あるいは研究会での検討結果を踏まえながら、市場科テスト・民間開放について検討を行うというのが基本的な立場でございます。

実際に進めるに当たっての問題点ということで3番に書かせていただいておりますけれども、業務の効率化、コスト削減ということが大前提でございますので、そういったことで進めたいと思っておりますが、次の4点に留意して検討してまいりたいと考えております。

まず最初の点でございますが、文部科学省所管の指定統計というものは、郵送、あるいはオンラインという形で調査員というやり方を行っていないので、ほかの調査との違いを明確にしつつ進めていかなければならないと思っております。

2点目は、「オンライン調査の推進による調査票収集業務等の効率化」ということで、これも先ほど御説明したように、これまで進めてきておりますが、なお、この割合を増やすということで、業務の効率化等が図られるのではないかと考えております。

3点目といたしましては「法定受託事務としての地方公共団体の役割」ということでございます。これは先ほど御説明したように、それぞれの調査対象が地方公共団体の方で所管してきっちり管理しているということもございまして、そこでの信頼関係と言いま

すか、調査をするに当たっての整合性といったものも併せて考えていかなければならないということでございます。

最後でございますが、総務省が今、試験調査でやっていただいている結果を見させていただいて、当省の統計調査についてどこまで適用できるかといったようなことも検討したいと思いますが、やはり調査員調査という部分がないものですから、なかなか具体的にどこがということは難しゅうございますけれども、その辺についても可能な限りやっていきたいと思っております。

以上でございます。

斉藤部会長 ありがとうございます。時間がございませんので、2問か3問程度、どうしてもという御質問をまずいただきたいんですが、どうですか。

廣松専門委員 14ページ、資料4で「外部委託等」と書いてありますが、この外部というのは民間と考えてよろしいのでしょうか。外部というのは民間ですか。

佐久間課長 そうです。一般競争入札でやらせていただいております。

廣松専門委員 これは感想ですが、文部科学省の所管なさっている指定統計の中で、上の3つというか「学校基本調査」と「学校保健統計調査」と「学校教員統計調査」というのはあれですが、「社会教育調査」というのは少し性格が違う調査のような形になっている。その意味で大変世帯の小さいところでやっていただいていることは大変評価しますが、今後、民間開放等のときも、プライオリティーというか、何かが当然あるだろうと思いますが、その辺は何かお考えはございますか。

佐久間課長 基本的に私どもも零細企業と言いますか、予算も少なく、人も少のうございますので、なるべく効率化をして、民間でやっていただける部分はどんどんやっていただきたいという姿勢でございますので、そういった観点で、こういったところについての更に民間開放した方がいいということがございましたら、是非お聞かせいただいで、積極的に対応してまいりたいと思っております。

斉藤部会長 もう1問くらいどうですか。

椿専門委員 オンライン調査に向けて積極的に取り組むということでもよろしいと思うんですが、基本的に文部科学省さんの場合、実際に認可対象になっている学校法人、あるいは国立大学も含めているんな学校ということに対して、日常的に管理している文書とか情報のフォーマットを標準化しておくような指導をされれば、オンライン調査に関しては、民間にやらせたときにむしろ経費も節減できるとかいうことがあるんじゃないかと思うんです。各種学校が日常業務で管理している情報を吸い上げているという調査が非常に多いんじゃないかという印象を私は持っているんですが、いかがでしょうか。

佐久間課長 その辺も12ページの表を見ていただいてもわかるかと思いますが、高等教育機関などでは、国直轄でやっているというところもございまして、8割、9割といったような形でオンラインが進められているんですが、まだまだ幼稚園、専修学校、各種学校といったところで、オンラインにそもそも対応できていないような小さなところもご

ざいますので、こういったところにつきましても、なるべくオンラインを利用していただくよう働きかけをさせていただいて、この辺のところの底上げをしていく中で、更に割合を高めていきたいと思っております。

斉藤部会長 よろしゅうございますか。

それでは、大変時間が短くて申し訳ございません。多分、御質問等々まだあると思えますので、事務局の方へまたメモでも回していただいて、またフォローアップの質問が行くかもしれません。今後ともよろしくお願い申し上げます。

本日は大変ありがとうございました。

(文部科学省関係者退室)

(財務省、国税庁関係者入室)

斉藤部会長 それでは、次に財務省と国税庁からヒアリングを行います。御説明は財務省財務総合政策研究所の藤田調査統計部長と国税庁長官官房企画課の玉川企画課長からお願いいたします。

大変恐縮なんですけれども、合わせて10分程度でやってほしいということでございますので、できるだけ簡単によりしくお願い申し上げます。

藤田部長 それでは、まず法人企業統計の方から御説明をさせていただきます。

法人企業統計の調査目的といたしましては、金融・保険業を除いておりますが、我が国における営利法人の企業活動の実態を明らかにする。実質的には財務面に関する調査を行っているということでございます。

「2.調査概要」といたしましては、年次別と四半期別の二本立てになっております。

年次別調査といたしますのは、18年度であれば18年度4月決算の企業から19年度3月決算の企業まで、それぞれ各社の会計年度に合わせて年次決算の数字をいただいている。対象法人は、金融・保険業を除くすべての営利法人270万社を母集団にしております。

それに対しまして、四半期別調査は資本金1,000万円以上の法人を母集団にしております。これが約118万社。四半期別調査というのは、年次決算とか決算月にかかわらず、カレンダーベースで4～6、7～9、10～12、1～3という具合に各企業に仮決算をお願いいたしまして、それを提出していただいているということです。

調査項目につきましては、21～22ページに資料1と2ということで、それぞれの調査票がございますが、ざっと見ていただいで、普通、新聞等に掲載する企業の決算公告に近いようなものをいただいでいると考えていただいでよろしいかと思えます。

標本数が年次別調査で約3万社、四半期別調査で約2万6,000社でございます。調査系統といたしましては24ページでございますが、財務局、財務事務所を通じて郵送調査、回収・審査をしまして、それを本省で集計するという形を取っております。

一方でオンライン調査もしております。これは略称F A B N E Tと言っておりますが、F A B N E Tによるオンライン調査というのもっております。横に回収率とございますが、両方の調査で大体80%前後の回収を行っております。うちオンラインの提出率が四

半期別調査で大体このごろ 18% 近くまで上げてきているということでございます。

20 ページに行きまして、4 の「 人員」と「 経費」です。人員は本省、財務局、財務事務所を合わせまして合計 117 名。財務局、財務事務所は経済調査の事務のかたわらしておりますので、専担で本調査に関係しているのは、実は本省にいる 3 名のみということになっております。予算は本省と財務局を足しまして約 5,000 万円。ただし、これは先ほど申しました F A B N E T というシステム関係の経費は分割が難しいものですから、除いております。

「 5 . 指定統計調査の民間開放の現状」ですが、調査票印刷、調査票梱包・発送、データの穿孔、電算機のプログラム作成・運営。この辺りを民間に委託しております。23 ページに資料 3 がございますが、調査の流れに従って、それぞれの事務を書いております。このうち黄色で色の付けてあるところが外部委託しているということでございます。

「 6 . 民間開放についての検討状況」です。現在、民間委託しているのは 5 番目のとおりでございます。今後につきましては、今、総務省さんの方で科学技術研究調査、個人企業経済調査について試験調査を実施しておられますので、その結果を待って、私どもの方も検討していきたいと考えております。ただ、感触として、こういう企業にとって秘匿性の高いデータを調査するということでございますので、かなり難しいのかなという感触はございます。

以上でございます。

玉川課長 では、国税庁から、民間給与実態統計調査のことにつきまして、御説明をさせていただきますと思います。

この調査は毎年 9 月ぐらいに民間給与の実態が出たということで新聞とかにも報道されて、例えば給与の格差が開いているとかよく載せられる調査でございます。

昭和 24 年から始まりまして、それまでもともとは、国税庁の我々は給与から所得税をいただいている、その実績を内部で管理しているわけですけれども、やはり税制を検討したり、さまざまなことをするのにこういうデータが必要だということでやってきたんですが、その場合に単なる持っているデータではなくて、追加しているんなデータを併せて、民間企業の協力を得て書いていただくことが必要なので、こういう統計調査という形を取っておりましたが、29 年から指定統計ということで正式な国の統計ということにさせていただきまして、今日まで続いております。

我々が仕事をするのと同時に主税局、政府税調で行われる検討の必須の資料になっておりますし、また社会的な研究というか、企業の実態というものを分析しようというときにも欠かせない統計になっているのではないかと思います。

この統計の特徴といたしましては、この対象ですが公務員は入っていない。公務員のデータは別にわかるので民間に特化しております。それから、日雇い以外のパートさんも含めて、従業員であれば一応全部、全体の民間給与の実態を把握しようとしている。かつ規模の大きい会社とか業種という意味で、かなり細かく民間でどのような業態でどのような



形の額が払われているかということで、そこから300万以下の人たちがたくさんいるとか、そのうちの男女比はどうだとか、ほかの給与関係では取れない有効な社会的データもできているのではないかと考えております。

この調査の方法でございますが、基は出発点は我々が国税庁の内部で持っております電算システムの中に、まさに全国で給与の源泉徴収を行ってくださっている方が400万人近く、300万件ほど事業所でございます。

そこに対してはその事業所の基本的データとして、この事業所には何人の人が働いていますかという基本的データがありまして、それに加えて事業所で、だれとまでは我々は細かく見ていませんが、どれだけの給与が払われたということを自分で申告していただき、それを納付していただいて、その結果が我々のメインフレームのコンピュータに入っています。

そこからこのデータの特別な目的のために、まず事業所の人員ごとに専門家に見ていただいた抽出率を用いまして、リストアップを行うことをやっています。それが年間で大体2万社以上の事業所をリストアップし、そこに対して、その従業員数に合わせて、これも抽出をかけて1社当たり10人以上ぐらい。多い会社だともっとたくさんという形で、全体で30万近い、17年度で28万8,534件というだけの方々のデータをまさに企業各社の協力をいただいて統計をつくっております。

28ページ目でございますが、統計の実際につくり方でございます。我々は実際に統計のための特別な職員を持っているわけではありませぬので、我々企画課の中で毎年輪番のように、この統計をやってねという形の1人の職員がいるだけでありまして、かつ国税局にも企画課がございまして、まさに発送の事務とか、その後また質問があったらお答えするとかいうことをやっていますが、逆に言えば、今でもまさに税務調査をすることを仕事としてやってきた職員が片手間でやっているようなものでありますので、なるべくアルバイトを使い、かつ外に出せるものは外に出したいということで、長年努めてきております。

その結果、外注という形では、まさに最後のOCRの読み取りのためのお金とか、調査票の記入の仕方とかの印刷費用、さまざまな印刷とか郵送というものについて、なるべく外部の方に入札して受注してやっていただくことを取ってございまして、それで予算的には大体1,000万円程度のお金が使われております。

民間開放の現状と今後の展望ということでございまして、現状につきましては、28~29ページを見ていただきますと、まず企画段階ということは、先ほどのようにどの人を抽出しようとか、そういうことのデータをまず取るという話で、データが出るとそれに対して毎年の依頼分とか用紙をやって発送する段階までは、現在、企画課が国税局の企画課と一緒に、自分でアルバイトや一部民間委託によってやっております。

その後、今度は送られたデータについては、その内容とか照会とかに答えまして、最後はOCRの記入用紙にして読み込むという作業。このOCRを読み込むところは既に民間にデータ入力をしていただいております。

今度はそれが集まって集計をして、集計データが集まると我々の企画課の職員が最後にチェックをして、間違いがないか、新しいプログラムが走っているかということをやっています、最後にそれに対して公表を行うという手順になっています。その役割分担のイメージは 29 ページの上の表のイメージでございます。

今、進めているのは、できる限り民間委託を広げようということでありまして、全体の準備事務というところも今は各局ごとにやっているんですけれども、予算要求が通れば、これは国税庁に一括して民間に対する委託を行おうと考えています。

我々はその照会に答えたりするわけですけれども、これも基本的なパターンであれば、それを示せば、当然民間でも答えられる話だと思いますので、これについてはまず実験をしようということで、これも予算要求して東京国税局で調査中における照会とか催告とか、そういうこともお願いをしようと思います。税金を払ってもらうような催告ではありませんので、ただ、調査票に対して御協力をということであるので、民間に委託してできないことはないのではないかと思います。

その上で 30 ページでございます。全体としてそういうことがうまくいくとなったときには、今度はもう全国一括して、我々からこれをお願いしますといったら、あとは業者が受注していただいて、データを集めてOCRで入力までやった上で、更に集計についても毎年我々の職員が交代で一から習ってやっているような状況でありますので、そのうちの相当部分をお願いすることに含まれることではないかと思っています。

そういう中でなるべく民間に委託したいというのを持ちながら、総務省においての試験調査結果の検討を着目しておりますし、そうすると今 80% ぐらいの協力率をいただいているという意味では、やはり国税局が頼むということはそれだけの意味があるかと思っています。そうなってくると回収率が低下したときにどうしようとか、そういうことは考える必要がある。

それから、せっかくやってもらうのであれば毎年やるのではなくて、複数年度で、システムでもう始めておりますが、そういう受注をして、なるべく任せられるところを一回決めれば数年間やってもらうという形にしたいと思っています。

どうもありがとうございました。

齊藤部会長 ありがとうございます。御意見、御質問はございませんか。

廣松専門委員 では、一言だけ。これは先ほど、法人企業統計の方で御説明がありましたとおり、もし何らかの形で部分的にでも民間委託する場合、やはり 20 ページの一番最後に書いてありますとおり、受託者が不当な利益を得るような形のは絶対に避けるべきこと。それはある意味で統計全体の信頼に関わることだろうと思いますので、その点に関しては是非慎重にお考えいただいて、必要な部分の民間開放ということを考えていただければと思います。

今、御説明いただいた民間給与の方は、ある程度かなり具体的なイメージで民間委託の構想を考えていただいていることは大変いいことだと思います。この場合も既に御指摘の

とおりですが、現状の回収率が維持できるかというところはやはり大きなポイントだろうと思いますので、その辺を是非十分御検討の上、お願いできればと思います。

以上です。

斉藤部会長 どうぞ。

高橋専門委員 法人企業統計調査の方で回収率ですけれども、オンラインによって上がってきているんですが、これは規模別にはやはり大企業の方がかなり高くなってきているんでしょうか。

藤田部長 それは記入者負担の非常に重い調査ですので、資本金 10 億円以上は悉皆、全数で調査してきております。下位階層は抽出してサンプルで取っているんですけれども、その中で資本金の大きいところはかなり例年入ってくる場所はあるんですが、下の方の小さいところは毎年入れ替わります。

したがって、オンラインをやってくれと言っても 1 年経ったらまた変わってしまいますので、今のところは全数で取っている部分、これは 5,000 ~ 6,000 社あるんですが、そこに何とかお願いして、その回収率を上げるということではやっておりまして、それでいくとせいぜい 20% ぐらいが達成できて最大のところだと考えております。

斉藤部会長 法人統計を使っている引頭さん、お願いします。

引頭専門委員 御説明は非常にクリアーでよくわかったんですが、F A B N E T への投資額はどれぐらいだったんでしょうか。

竹村専門官 投資額でございますか。

引頭専門委員 資料にある金額には F A B N E T の費用などは入っていないんですね。

山崎課長 F A B N E T の費用は 18 年度予算で 1 億 6,000 万ぐらいです。

引頭専門委員 それは毎年 1 億 6,000 万ずつ、F A B N E T の維持のためにかかるんですか。

山崎課長 はい。

竹村専門官 システム保持とかハードウェアの借料です。

引頭専門委員 初期投資は幾らでしたか。これはものすごく昔の話ですか。

竹村専門官 はい。

引頭専門委員 では、結構です。とりあえず 1 億 6,000 万。

藤田部長 ただ、今の 1 億 6,000 万というのは 2 つの統計をやっている状態で、そのうちの基本的には 7 割程度が法人企業だろうということです。

斉藤部会長 ありがとうございます。大変お忙しいところをヒアリングに御参加いただきまして、大変感謝いたします。

それでは、これで財務省と国税庁のヒアリングを終わらせていただきたいと思います。また何か質問がございましたら、後で送らせていただきますので、よろしく願いいたします。

(財務省、国税庁関係者退室)

( 総務省関係者入室 )

斉藤部会長 それでは、次に総務省統計局から、都道府県からの意見聴取の状況について御報告をいただくことにいたしたいと思います。飯島調査企画課長からお願いいたします。一応、11時30分ぐらいまでにみんな終わりたいということで、御説明を10分ぐらいでもしできたらお願いいたします。

飯島課長 それでは、お手元の資料の36ページからになります。「地方公共団体との調整状況」ということで、簡単に今までの経緯をまとめてございますが、10月6日に民間開放に向けての計画ということで、先般ここで御説明申し上げましたもの、37ページ以降に本文がございますが、これを公表いたしました。同時に、都道府県及び都道府県経由で市町村の方にもこれについては通知をしております。そして10月11日に都道府県及び人口10万以上の市に対しまして、計画に対する意見照会を文章で行っております。この意見紹介の締め切りを、一番下でございますが都道府県については25日に、市区町村につきましては27日ということをお願いしております。

更に10月17日に「統計調査業務に関する全国都道府県統計主管課長会議」ということで、全都道府県の統計主管課長にお集まりいただきまして、当方から説明するとともに意見交換をした次第でございます。

また24日には、政令指定都市の統計主管課長にまたお集まりいただきまして、同様の説明及び意見交換を行ったところでございます。

それぞれ主な論点ということでは、そこに書いてございますが、委員限りの資料ということで、25日締め切りで都道府県から提出いただいております意見につきましては、暫定的にまとめたものがございます。17日の会議での御意見も、ほぼこれで見ることができるとお思いますので、ここでは25日締め切りの都道府県からの意見につきまして、簡単に御説明を申し上げたいと思います。

幾つかカテゴリーに分けてございますが、まず「1. 民間事業者の活用により効率化が可能と考えられる事務」、指定統計調査に関する事務のうち、そういった効率化が可能と考えられるものがあるかということをお聞きしましたけれども、都道府県ごとに回答の内容はそれぞれ異なりますけれども、総合いたしますと、現在都道府県で法定受託事務として実施していただいている業務のほぼすべての範囲につきまして、民間事業者の活用による効率化、これはいろいろな留保条件は書かれておりますけれども、可能であろうという回答が来ております。

ただ一方で、民間開放することによって新たに発生するような苦情処理、更に入札に係る事務、民間事業者の管理等の事務、こういった事務量が増加することが見込まれることを理由に、トータルで見ても効率化できる事務はないという回答も見られております。

「2. 民間委託した場合の効果、心配な点」ということで、仮に民間事業者に委託した場合にどうかという照会をしております。

まず期待される点といたしましては、今、都道府県が行っている事務、調査員の任命・

指導、あるいは照会対応が省力化される。

さらに民間事業者の育成や発注する行政側でのノウハウの蓄積も今後のプラスになるであろうという回答があります。

また、5年周期の大規模調査につきましては、一時的に大量の調査員を選んで、指導等を行わなければいけないということで、調査員確保等の事務を民間に出すことで大幅に軽減すると期待される効果があるという回答もいただいております。

ただ一方で、心配される点といたしましては、一定レベルの能力を持つ民間事業者を継続的に確保することができるかどうか。

それから、民間に出した場合に、個人情報への漏えい、あるいは調査結果の不正使用、調査自体の不正、結果的に回収率等の低下といったようなことが起こるのではないかと心配も指摘されております。

また、5年周期の大規模調査につきましては、民間事業者が経常的な事業展開ができるのかどうか。これを可能とするためには、例えば各省で行っております、5年周期の大規模調査を順次受けるような形にして、継続的に民間事業者が事業を行えるような形も必要ではないか。そういう点もあるということで、心配される点として指摘されています。

「3. 民間事業者の活用全般についての姿勢」ということで、どのように考えるか。これはもう単純に4つの選択肢「ぜひ検討したい」「検討してもよい」「今のところ検討する考えはない」「まったく検討する考えはない」という選択肢をお示しして回答をいただいております。

これを単純に数えますと「ぜひ検討したい」が3件、「検討してもよい」が23件、「今のところ検討する考えはない」が18件、「まったく検討する考えはない」が1件、「無回答」が2件という状況でございます。ただ、ここで単純な聞き方で質問しておりまして、これとそれぞれのほかの回答内容が必ずしも同じ方向にあるものばかりではないので、トータルで見る必要もあるかと思っております。

「4. 民間事業者を活用した効率化のため、現行制度について改善すべき点」について照会いたしました。これにつきましては、効率化の効果を上げるために、総務省統計局の調査だけではなくて、各府省の調査も民間開放を検討すべきと。先ほども御紹介いたしました理由もあろうかと思いますが、そういう回答があります。

調査方法自体の見直し、例えばオンライン調査の導入とか、行政記録の活用、モニター調査、そういったものの検討が先であって、そういったものを検討した上で民間開放を検討すべきではないかと。

もう一つは、民間開放は国が検討すべき課題であって、可能な限り法定受託事務そのものを国に引き上げて、一括あるいはブロック単位で発注するような方策も探るべきではないかという御意見もいただいております。

最後に「5. 『計画』及び統計調査の民間開放全般に関する意見・要望」ということで、いろいろお聞きいたしましたところ、試験調査の結果を十分に検証し、その内容を踏まえ

る必要がある。

地方統計機構や登録調査員制度という現在の仕組みに関する今後のビジョンを示すことも必要である。

登録調査員の知識・経験を生かせる仕組みが必要だという御指摘。

現行の委託費の大半が調査員報酬になっていますが、これは比較的低額であるので、現行の経費の範囲内で、果たして参入する事業者が存在するかどうかという疑問も出ています。

民間開放を行う地域とそうでない地域での制度のばらつき、あるいは調査対象からの不信感が生じないように、きちんと国の方で指針を出してもらいたい。

これも先ほど御紹介いたしました、入札・契約にかかる事務とか、苦情対応を考えると、十分な効率化は難しいのではないかと。

また、入札・契約等に係る基準・条件、あるいは統計専任職員配置費、委託費の措置方針、この辺りの早期の具体化をしてもらいたいということです。

特に19年度の周期調査の民間開放に関してですが、今年度内の事務処理特例条例の策定というのが、スケジュール的に極めて困難であるということで、準備のためには十分な時間が必要であるといった御意見をいただいております。

こういった御意見を、いろいろ現状でいただいております。また市区町村からの御意見については、これからまたとりまとめたいと思っております。ただ、24日の会議の状況を見ますと、都道府県とほぼ同じような意見が出てきているのではないかと。更に付け加えますと、市区町村の方は現在市区町村で行っている事務を都道府県の方に引き上げることも検討してもらいたい。そんな意見が24日には出ておりました。

現状そういう状況でございまして、この辺りの問題点を整理して対応を至急考えてまいりたいという状況でございます。

以上です。

斉藤部会長 ありがとうございます。

それでは、御自由に御意見をどうぞ。佐々木さん、どうですか。

佐々木専門委員 都道府県と市町村の御意見をお聞きしたということなんですけれども、日程等の部分でスケジュールをお考えなんですけれども、大枠の枠組みを決められて、これから法、政令等の部分で環境整備をされていくということなんですけれども、地方自治体の判断で行ってもらうということで、判断待ちをしていくのか、もっと積極的に勧誘するというのではなくて、環境整備といっても回答結果の上から2つ目ののところ、苦情処理であるとか、本当に契約等での仕様書のもっと具体的な中身とか、要は今まで同一の基準の下での統計をやって、制度も保ってきたということが崩れないかというのが、実際に担当している市町村、都道府県で一番の危機感だと思います。

その辺のところは、まだ提示されていないということなのかもわかりませんが、もっと仕様書の本当に細かいところまで、また行政の監督をどうするのか。苦情処理で言え

ば、国が今のコンタクトセンターみたいなものをつくって、市町村、都道府県の事務量を増やさずに、国が一括して調査客体とか業者の質問を取っていく。その辺も単に今はもうほとんど民間業者もIT化にともなって、公務員ではない民間の発想での質疑応答、本当に上手に蓄積されてデータベース化される、本当にその辺のことを真摯に考えていかれたらどうかと思います。その辺の環境整備のもっと具体的なところを取り組んでいくことによって、地方自治体の方の一番上の、もっとすべてができるんじゃないかという前向きなお考えもありますけれども、その辺のところが進んでいくんじゃないかと思っております。

また、5番目のここに書かれているところというのは、本当に皆さん心配されているところだと思いますので、この場しのぎではなくて、今後のビジョンというか、多分調査員さんの方から心配だという声もかなり上がっているように聞こえてきました。

そういうことで、今後どうなっていくのかということも、調査関係者もですけれども国民への、これが民間になりますと本当にどうなるのかというのが一番危機感があると思いますので、国民への広報という部分をもっと積極的にしていただきたいと思っております。

これは、他省庁にもなっていくしますので、法定受託事務だからこうなるということではなくて、まずはやはり調査方法の見直しというところから始めていただいて、そこから開放というところに進んでいくというところは、他省庁の統計の先導的役割を持たれている総務省として、その辺のところをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

斉藤部会長 小幡先生、いかがですか。

小幡部会長代理 今、佐々木専門委員がおっしゃったとおりでありまして、だから地方としては調査方法が従来のもので、ただやれと言われたとなると、入札に係る事務、あるいはどういうふうにやっていいか、それは苦情処理も含めて、結局よけいなことをやらされるだけになって、しかも費用的なところもはっきりしていないわけですね。要するに、地方にとって何か今よりもよいことが本当にあるのかというところがはっきりしないと、なかなか浸透していかない。ですから、先ほどいっそ国の方で事務を吸い上げてやってくださればいいではないかというコメントがございましたけれども、本当にそれが実感なのかもしれないです。

ですから、どういうふうな形で民間にやっていただくというふうになったときに、その調査方法の在り方をもう少し詰めて投げないと、結局地方を悩ませるだけになってしまうというのは非常にまずいので、是非その辺り、地方が本当にやりたい、これは一応法定受託事務ですから自分の事務なので、民間開放すればよりよくなるんだと思えるような仕組みで投げないと、なかなか難しいと思いますので、是非その辺を早くお考えいただきたいと思っております。

斉藤部会長 どうですか。

廣松専門委員 今のお二人の委員の方の意見に尽きると思うんですが、それにプラスし

てですが、特に平成 19 年度の調査に関して、本当に間に合うのかという言葉は失礼かもしれませんが、地方から出てきている要望に対して、十分答えられるだけの時間的な余裕があるのかというのは、私も大変気になるところです。もし 19 年度からこういう形で始めるとしたときに、ちょっと言葉悪いですがけれども、枠組みだけはできたけれども、どこも手を挙げるところがなかったということでは、やはりちょっとまずいというか、理念と違うような結果になってしまうと思いますので、その辺を是非慎重にお考えいただければと思います。

齊藤部会長 飯島さんの方から何かございますか。

飯島課長 いろいろ御指摘いただきまして、それぞれ受け止めて進めてまいりたいと思っております。もちろん政省令の改正は今、法制局ともいろいろ相談をしているところでございますし、契約内容ということでは細かい条件を整備していかないといけないわけですが、この辺も私どもの方の民間開放の研究会におきまして、論点をお出しして議論していただいて、この辺も早急に詰めて完成版はなかなか時間がかかるかもしれませんが、途中段階のものでも、また地方の方にいろいろとお示しをしてみたいと思っております。

また、国としてコンタクトセンター、コールセンターのようなものを用意するというのも前向きに考えていきたいと思っております。

あといろいろ地方の方から出てきている疑問については、できるだけ早く答えられるように、また全体的な方針といいますか、その辺りをできるだけ早く詰めてお示ししてみたいと思います。

特に 19 年度の受ける地方自治体があるかどうか。これは今、個別にアンケートの結果、前向きな回答が来ているところなどを中心に、また個別に当たって直接相談してみたいと思っております。できるだけどこかでやっていただけるような努力をしていきたいと思っております。

齊藤部会長 わかりました。一応、今日の御報告はこれで終わらせていただきたいと思っております。

このまま統計センターを続けていいんですか。

熊埜御堂参事官 局については、部会長の御判断で、次回ヒアリングをするのか、もうちょっと事務的にやりとりをさせるのか、どうなのかという御判断はあるとは思いますが、一応締めていただいた方がよろしいかと思っております。

齊藤部会長 監理委員会としても閣議決定している一つの統計のテーマは、何らかの形がはっきり見えないと、委員会の問題もあると思いますので、かなり具体化していくということが非常に重要な段階に来ていると思うんです。どういう着地点で 19 年度どうするかというのは、これはもう絵を描かないといけないのではないかと。大体事情はいろいろ御調査いただいてわかってきておりますが、最初から完璧なものはないにしても、だからといって質が侵されてはいけないわけでしょうし、その辺のところを具体的にどう着地化す



るか。次は 11 月 16 日に部会がありますので、その辺までに、できたら事務局を中心に詰めていただけたらと思います。16 日にその辺を少し討議させていただけたらと思います。

一応、統計局のヒアリングはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、センターの方のお話を、田口総務課長からお願いいたします。12 時 10 分ぐらいまでに終わろうと思っていますので、御説明は 20 分以内ぐらいでお願いいたします。

田口総務課長 それでは、お手元の資料に沿いまして御説明申し上げます。「統計センター業務の民間開放について（案）」という横長の資料でございます。

42 ページに「民間開放の基本的な考え方」が書いてございますので、これはご覧いただくとして、基本認識として厳しい行財政事情の下で、統計改革に関する諸課題に対応していくために、民間事業者の創意と工夫を活用した効率化を推進ということで、民間開放を推進していくというのが基本認識でございます。その際、政府の事業統計は法定人口ですとか、さまざまな政策判断に不可欠な指標等として広く活用されているということで、製表部門に対して、正確性・信頼性と業務運営の一層の効率化の両立といったようなことが求められるものと認識しております。

センター業務の民間開放の具体的な検討でございますけれども、業務の一連の流れが 2 ページ目に書いてありますが、調査票の受付・入力、符号格付、1 つ飛ばして審査、あと管理、企画とございますけれども、それぞれにつきまして検討を加えてございます。

まず、調査票の受付・入力でございますが、これは 2 つありまして、調査票データ入力につきましては、既に民間委託を進めております。調査票の受付・整理事務でございますけれども、これは民間開放を進めるということで、特に 19 年度に大規模周期調査としまして、就業構造基本調査、全国物価統計調査の 2 つがございますけれども、この受付・整理事務も併せて民間委託ということでございます。ただ、ここは業務量が非常に小さいということで、単独でできるかどうかという問題がありますので、何か別の業務に付け加えて民間委託を進めていくようなことを考えなければいけないと思っております。

次が符号格付業務でございますけれども、これは統計センターでやっているような符号格付業務、これと類似のものを民間で実際にやっているところは少ないのではないかと思います。その上で、各調査それぞれにまた個性がございますので、その調査の性格、調査の規模ですとか、製表に要する期間ですとか、そういった調査それぞれの性格に応じて品質の維持向上、効率化が図られることが見込まれるものから民間開放を推進するというので、19 年度につきましては試行的な形で検証を行いたいと思っております。ただ、19 年度に行うものにつきましては、試行的なとは言いましても、それ自体は民間委託そのものでございますので、これにつきましては 4 ページ目にスケジュール込みで書いてありますが、対象としまして、平成 17 年に行われました国勢調査につきまして、先日第 1 次基本集計の公表をいたしたんですけれども、抽出詳細集計というものの符号格付業務をこの時期に行います。それにつきまして、業務内容としまして、各調査対象者、国民の方々にお仕事の内

容、勤務先といったようなものを書いていただいていますけれども、それを産業小分類に分けていく、業務の内容が情報関係ですとか、サービスですとか、製造業ですとか、そういったことについての小分類が 228 区分ありますけれども、それに分けていく。

あと職業、普通ですと事務ですとか、技術ですとか、いろいろあるわけですが、それもまた細かい分類として 274 区分ございますので、そういったものに分けていく。

そういう分類にしていくという符号格付の業務が、大体 19 年度の早い時期に実施されますので、そこで入札、あるいは業者側の準備といったようなことを考えますと、今から入札準備に取りかかって、年明けぐらいに公告ができるのかなと。それで所定の期間を置きまして、18 年度中に入札と書いてありますけれども、2 月ぐらいに業者決定できれば、その業者側の準備期間がある程度確保できて、19 年度早々の実施に間に合うということで、19 年度前半までに結果を把握し、分析したいということで、これ自体は民間委託そのものでありますけれども、この一連の部分を試行的な民間委託事業ととらえまして、検証を行った上でまた将来への民間開放につなげていきたいと考えております。

そのほか、管理企画事務、審査事務につきまして、また 2 ページ目にお戻りいただきまして、ここに書いてあるような業務内容がございますけれども、その後民間開放につきましては検討事項として少し細かい字で、例えば基準をつくるといったときにはどのようにして民間事業者が参画し得るか。あるいはその基準に従って業務を進めていった場合の結果の正確性、こういったところへの責任をセンターとしてどのように果たすかといったような観点。あるいは審査業務でしたら、民間事業者がどのように参画して、審査結果の正確性といったものをどのようにして判断し、製表全体の正確性に対するセンターの責任はどのように果たすか。そういったような検討事項がございますので、それにつきまして更に精査を重ねまして、今、考えておりますのが、19 年 6 月末を目途に総務省統計局としての考え方を整理したいということでございます。

なぜ 19 年 6 月末目途かと申しますと、これは次の 3 ページ目に今後のスケジュールとして書いてありますけれども、その一番下に組織業務の見直しというのがございまして、統計センターの独立行政法人ということで、中期目標期間が来年度までとなっておりますので、来年度早々に見直し作業に入っていくということで、その関係のスケジュールは、今ここで想定的に書いてありますけれども、この辺がまだ今の段階では明らかではないという状況がございますので、この組織業務の見直しに資するように民間開放の考え方を整理していきたいということでございまして、大体組織業務の見直しのスケジュールが今、明らかでないために、6 月末を目途という言い方をしているものでございます。

いずれにしましても、今、申し上げましたような業務ごとの分類に従いまして、民間開放について進めていきたいと考えているところでございます。

私からの御説明は、簡単でありましたけれども以上でございます。なお、先日 10 月 12 日の統計部会におきまして、廣松先生から海外の製表の状況について調べてほしいというお話がございましたので、この場をお借りしまして御報告いたします。

と申しましても、こちらもなかなか把握に限界がございまして、先進諸国、アメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、カナダの5か国の国勢調査の関係で調べております。

そのうち、アメリカは人口約三億人でございますけれども、センサス局というところがございますので、そこが人口センサスについて集計もやっておりますけれども、入力業務について民間委託を行っているというふうに聞いております。

イギリスとフランスは、人口約六千万人でございますけれども、これはイギリスが国家統計局、フランスが国立統計経済研究所が調査を行いますから、ここが集計を担当しているということで、こちらも入力業務については民間委託を行っているというふうに聞いております。

オーストラリアは人口約二千万、カナダの人口約三千万でございますので、それぞれの統計局が人口センサスを担当して、集計の方までやっているというふうに聞いております。

符号格付業務の関係につきまして、欧米諸国はアルファベットでございますので、文字数が少なく、OCRでもって読み取って、それがコンピュータの中にインプットされて符号格付もできるというようなコンピュータ化が進んでいるというふうに聞いております。アメリカ、イギリスなどにおいては、そういった部分も外部委託されているというふうに聞いております。

ただ、日本の場合は漢字、平仮名というところで文字数が多いので、現在OCRでは読み取りをやっているんですけれども、こういう手書きの部分については、イメージとしての読み取りしか今のところできない状況でございますので、欧米のようにそれを完全なコンピュータ読み取りというところまでまだ行ってないというのが実情でございます。

いずれにしても、そういう国際的な動向も参考にしながら、今後民間開放についての検討を進めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

斉藤部会長 ありがとうございます。それでは、センターの民間開放について御自由にどうぞ。

大分具体化してきているんですけれども、いかがでしょうか。榎先生、どうぞ。

榎専門委員 先ほどありました格付に関して、多分センターさん自身の研究業務として、かなりこういう部分を改善しようという、先ほど欧米のOCR技術の話がありましたけれども、やっているというふうに認識しているんですけれども、まだそこが実用化するまでにいるような段階があるということですか。

田口総務課長 イメージとしての取り込みしかできないので、結局それについての入力には、やはり職員がイメージの画面を見ながら入力していくということが実態でございますので、それはコンピュータで自動的にそこまで行くというのには、まだそういう開発が進んでないというのが実態であります。

上田課長代理 私の方から補足させていただきますが、問題はやはり文字の読み取りということで、実は文字の入力を別途している調査として、事業所・企業統計調査と社会生活基本調査の2つがありまして、これは現時点で自動格付をしております。ですから、テ

キストベースに落ちれば海外と基本的な技術は変わらないと思いますので、我々もそこまでは達成していると思いますが、いかにせん入力する手間がボトルネックになっておりまして、記入内容が自動的にテキストに落ちるようなものが技術的に達成できれば、これは相当合理化すると考えているところでございます。

田口総務課長 数字は読み取れるんですね。

上田課長代理 数字はもう読み取っております。

斉藤部会長 どうぞ。

椿専門委員 あと従来から問題になっている企画部門とかのことですけれども、基本的に集計のイメージ、統計の体系全体を考えたときに、集計するものがどういうものであるか。今回、統計センターさんは基本的に総務省との関係性の問題なんですけれども、総務省が行っている調査の企画と統計センターさんが行っている集計イメージの企画というものの中には、どういう切り分け、あるいは逆に言うとどういうリンケージがあるんでしょうか。その辺、今、センターさんの企画部門というのが、これも何回か問題になっているかと思うんですけれども、この部分の統計を作成するという意味での位置づけを、もう少し教えていただければと思います。

田口総務課長 各種の事務処理基準がございまして、統計局においておおまかな根本のところを統計センターに対して示すわけでございますが、それを受けてまた統計センターが具体的な事務処理に当たって詳細な事務処理基準を作っていくということがございます。

あとセンター独自の管理企画業務として、センター全体の業務運営をどのようにやっていというような要員計画、進捗管理、あと局側あるいは受託製表事務などと、各府省などとの連絡調整、こういった業務がまたセンターが固有の業務としてございます。あと品質管理とかセキュリティ管理、そういった部分がございます。

人材育成は、今は人数的にはそれほどないんですけれども、センター職員の能力向上ということに関する研修ですとか、そういった部門も一応管理企画の部門に入っているということでございます。

斉藤部会長 どうぞ。

小幡部会長代理 大体スケジュールは伺ったのですが、この符号格付について先ほどから議論がございまして、当初からこれは民間開放でできるという提示がされていた。当初というか、前回ぐらいからだと思いますが、スケジュール的にはかなり慎重に試行的な民間委託事業による検証という感じで、多少考えていたのよりゆっくり時間をかけられるのだなという感じがして伺っていたのですが、試行的と言っても結局はおやりになるという話もあったようにもお聞きしますが、その辺りのスケジュールをもう一度御説明いただけますか。

上田課長代理 来年度実施するものにつきましては、やはり通常の民間委託と同様に入札をして業者を決めてということでございますが、その業者側の能力がどうなのかということについては、いま一つこちらとしても把握し切れてない部分もございます。

特に今回国勢調査の業務の一部についてやろうと思っておりますけれども、ここに2、3県分の10万～15万件予定ということでございますが、国勢調査全体ということになると47都道府県で、その分だけ件数も多いわけですし、そういったものが全部民間が受けられるだけのパワーが向こう側にあるかどうかということについては、ちょっとよくわからない部分もございますので、1つには質の問題と、もう一つは量の問題と両方あるんでございますけれども、とりあえず来年度につきましては、その質の部分について見極めをしたいということでございまして、業務自体は民間委託するわけですが、それに対して統計センターがチェックを入れまして、どれぐらいこの符号格付に対して正確な符号格付をやってくれるんだろうかということについて検証していきたいと考えているわけでございます。

齊藤部会長 大体目途になる対象業者は頭にあるんでしょうか。

上田課長代理 大きな会社じゃないと多分対応できないと思いますので、これは実際にやってみないとわからないというところがあるんですが、一応入札公告をかければ、おそらく関心を持ってくれる会社というのはあるかと思えます。ただ、本当に手を挙げてくれるかどうかという、以前にこちらの方で御説明させていただいたとおり、各会社の集計の体制を聞いてみたら調査員を含めればかなり大きな人数になる会社もあるんですが、集計を専門でやっているというのは大きなところでも数十名ぐらいだったので、真剣に手を挙げてきてもらえるかどうかというのは、保証はできないと思っております。

小幡部会長代理 今、現在は官がやっているからそういう状況だと思うので、これを広報していくことで、民間がビジネスとしてとらえてくだされば、当然増えてくることだろうと思えますので、余り今の段階で見えてもという感じもございまして。

もう一点、組織業務の見直し、このペーパーにもございますように、それがあるので、管理・企画・審査等についても、更に精査ということで6月目途となっておりますが、是非そこにつなげる必要があるので、これは是非期日を守っていただいて、更に御検討いただきたいと思えます。

田口総務課長 これにつきましては、独立行政法人としての見直しの一連の事務がございまして、こちらの民間開放の検討に資するような整理も間に合うように取り進めていきたいと考えております。

齊藤部会長 この企画のところ、民間事業者にいかに参加させるか。企画・計画というのは、基本的には総務省の方でおやりになるというベースラインだとは思いますが、民間の知恵を一番使える部分でもあるのではないかと思います。

私は統計全然わからないので、むしろこちらの先生方から怒られてしまうかもしれませんが、符号格付にしてもこの前の例で、薬局のオーナーが経営者であるか薬剤師であるか、これを一つひとつチェックしてというような例が出ておりましたが、本当にどのぐらい統計として非常に重要なのか、統計は何を求めているのか。

この前、皆さんから見ると大変失礼な文章だったと思えますけれども、日経にコロンビ

ア大学の先生が、日本の統計というものを相当厳しく書きましたけれども、ああいう先生方と私たちも何回か日本の統計について、GDPの出し方についていろいろ話したことがあるんですが、言われるのは、日本の統計というのは使用目的に合ったような計算の出し方ですとか、項目の割り方をしてないと、何でも一律に一定の制度を求めてしまっているために、ものすごく無駄が多いということをよく言うんです。要は流動性がないということか、柔軟性がないということを使うので、例えば符号格付についても民間の知恵で、作業をやらせるということももちろん、その部分を民間開放するというのも1つのテーマと同時に、企画絡みになるんでしょうけれども、そういう符号の付け方そのものが、最も正しいのかどうかとか、そういうことも論ずるといのがあっていいんじゃないかと思えます。

ここに監理委員としては、小幡先生と私の二人ですけれども、監理委員の中で少しこのごろいらつきがあるという言葉は悪いですけれども、せっかく公共サービス改革法という法律をつくって、形としては官がちゃんと見て、責任もちゃんと押さえながら、監督もしながら、実際は官が責任を取られる形でやる。その作業の部分をみなし公務員という資格まで与えて、守秘義務等々も与えて民間に開放しようという法律を決めておきながら、それができないんだと言われると、何のために公共サービス改革法という法律が通ったんだというような感じになっているんです。

ですから、民間も完全ではありませんし、当然いろいろ心配はあると思います。ただ、できるだけ民間の知恵を共同に入れてやっていただくということをお願いしたいというふうに、感想ですけれども思います。

田口総務課長 1点よろしいでしょうか。ただいま部会長から御指摘をいただきまして、民間開放を進めるということにつきましては、こちら側も法律ができた一連の流れもございまして、その前からも官から民へという流れはもうかなり前から進んでいるわけございまして。こちらといたしましても、非常に一步一步というか、百取り虫みたいな感じかもしれないんですけれども、民間委託はそれなりに進めてきていたつもりでありますけれども、今回そういう法律が出てきて、もっと根本的に考え方をや変えてやっていくようにということであろうかと考えております。

もう一つ、先ほどアメリカの学者さんの意見がありましたけれども、あれで日本のCPI、消費者物価指数の数字は大体1%ぐらい高めに出ているのではなからうかという指摘でございまして、1%でもそういう指摘で言われるということでもございまして、こちらはそんなにはバイアスはないということをあちこちで申し上げているわけでもございまして、ポイントになるのは統計数値の場合によっては0.1ぐらいの数値の違いについて、やはりそれが重大な政策判断の基礎ということになりますと、それを提供する立場としては、やはりできるだけ性格にという要請にどうしてもなってくるということでもございまして、例えば消費者物価指数もそうですし、失業率でも0.1ぐらいの数字に、上がった、下がったということで、かなり世の中にインパクトを与えるわけでもございまして、それを

統計作成の一連の作業の中で、不正確な部分があったために0.1違ったということになると、やはり申し訳ないということになりますので、その辺についてはできるだけ官にということでございます。

あと統計の種類に応じて、いろいろ柔軟なということについては、またあるだろうと思いますし、調査統計と加工統計、いろいろな統計データを使って加工していくというものですと、使いたい統計がないとか、そういったいろんな制約があるかと思えますけれども、今ここでは調査統計の部分についてやっているところでございますので、自分たちがやっていく分については、できるだけ正確にということでございますので、その辺については、お前たち慎重過ぎるんじゃないかと思われるかもしれませんが、そういったことが背景にございますので、御理解いただきたいと思えます。

斉藤部会長 誤解ないように。正確でなくていいと言っているのではないんです。私たまたまあの新聞が発表になる前の日2日間、ハーバード大学で日銀も大蔵省、財務省も出たUSジャパンシンポジウムで、たまたま消費者物価指数の論議が行われたんです。まさしく0.1論争だったんです。アメリカの学者から日本の統計の数値の取り方もそこでテーマになりました。たまたまそのときにあの記事が出たので、非常に印象的であったんですが、申し上げようとしているのは、その数字が正しくなければいけない。これはもう統計として。ただ、統計として正しいという意味が何なんだということですよ。

例えばそこで2つの計算方法を彼は出しています。では、どっちが本当に市場物価指数として市場を反映するものであるかどうかという方が問題なんです。算数の方程式の問題ではなくて、したがってそれは企画なんです。

ですから、センターの問題ではないかもしれませんが、統計局の問題かもしれませんが、要するにいろいろなところで、本当にそれが市場データとなっているかというのは、非常に日本のデータというのは、そんなこと言うと日本人でありながらあれですけれども、相当外人から批判を浴びる世界なんです。

それは、おそらくここには相当民間の方もいらっしゃるんで、いろんなところでぶつかっておられると思うんです。そういう知恵が出る。それは企画のところでは民間の知恵を入れて、お互いにいいデータ、より正しいデータを取るためにどうするかという論議があっただけではないかということですよ。

田口総務課長 どうも失礼いたしました。統計に対する批判とか御意見はいろいろあるわけございまして、それはこちらにも常にありまして、反論もしたりするわけございまして、決して自分たちのやり方だけが正しいということを言っているわけでもなくいろいろ批判とか御意見がある。それは承知しておりますし、それで時代に合って、改めていかなければいけないところはやっていく。その過程で、自分たちだけで考えるのではなくて、さまざまな外部の方、学者、研究家の方、あるいは民間の第一線で実務をやっておられる方、民間企業の方々ともその中で意見を交換したり、お知恵拝借といったことをやるのは当然のことございまして、そういったことについて実はどういうふうにいけば

統計として正確な統計をつくり続けることができるかということは、常に統計局の調査の話ですと、飯島課長などもそういうことについては常に気を遣っているところでございますので、その辺は言葉足らず申し訳ございませんでした。

斉藤部会長 どうぞ。

高橋専門委員 民間の者として、少しお話したいんですが、先ほどから、例えばセンターさんの符号格付の問題で、民間の方の能力があるかどうかとか、いろんなことが言われているんですが、民間の立場としてビジネスチャンスがあれば、今、現有勢力がなくてもいろんな人をかき集めてくるということ是可以するわけですね。経験者、あるいは年金生活者でそういうことをかつてやった人を集めることはできるし、民間がやるかやらないかというのは、ビジネスチャンスがあるかないかなんです。ですから、魅力があるかないかということが大きな決め手なので、魅力ある提示をされれば、民官業者というのは必ず出てくるはずなんです。

これはセンターさんだけに限らず、今回出てきました都道府県さんも非常に批判的な話が多いんですが、統計をやってくれそうな人がいないと言うんですけれども、そこにビジネスチャンスがあれば民間は人を集めてやるはずなんです。魅力がないからやらないだけのことであって、是非そういった意味で魅力をつくっていただきたいと思います。

田口総務課長 ただいまの御意見について、よく承りました。こちらも民官業者のリサーチ関係ですとか、いろいろヒアリングをしておりますと、やはり先生と同じような話も少しは伺ったことがあるんですが、今のような話を聞きますと、民間開放に向けて民間側の土壌もできてくるのかということでございますので、それについては承りまして、今後要検討してまいりたいと思っております。

斉藤部会長 どうぞ。

引頭専門委員 高尚な議論とは違って、全然根本な話で恐縮なんですけれども、先ほど海外の事例で符号格付をOCR読み取りはできるんだけれども、入力に難しいというお話があって、ただそれがもしできるのであれば、業務の効率化はかなり図れますよということで、さっき議論が行っていたと思うんですけれども、そのいわゆるOCR、直接データ入力のシステムを、もしやるとした場合開発しなければいけないと思うんですけれども、その開発についてのことと、それから今回の民間開放のことと、どういう形でセンターさんはお考えになっているのか、統計局さんでもいいんですけれども、それだけ教えてください。

田口総務課長 今、OCRなどで読み取りますと、数字を書くものについてはそのままきっちりとした形で入力というところまでいきますけれども、今は漢字でのことです。

引頭専門委員 はい。

田口総務課長 そこについては、具体的にはセンターの方から答えていただきます。

上田課長代理 私の方からお答えさせていただきますが、感じの読み取り能力自体は、センターで開発能力がないので、外部の優秀なところに頼まざるを得ないと思っております。



すが、現状OCRで漢字をきちっと読み取るという計画自体はないというのが現状です。

引頭専門委員 予算も立ててないということですか。

田口総務課長 ですから、開発するのにどのくらい予算が必要になるかということについては、まだは見積りさせていないということです。

引頭専門委員 そうですね。それがなければ民間開放でどんどん合理化していくしかない、選択肢はそういうことですね。

田口総務課長 はい。

上田課長代理 今お話ししたのは既存の調査で国勢調査の集計とか、次の調査でアフターコーディングを行うようなものに関しては、今そういう現状だということです。

引頭専門委員 わかりました。

斉藤部会長 時間が来ましたけれども、よろしゅうございますか。どうぞ。

小幡部会長代理 先ほどのビジネスチャンスの話ですが、符号格付だけではなくて、ここでいう管理・企画。部会長おっしゃったのはかなり統計局マターの部分だと思って、そうではない、ここのセンターの管理・企画ということになると、本当はビジネスチャンスって民間がやりたいと思うような仕事というのは、実はこっちまで含めてあげないと、本来つまらないものになってしまうんじゃないかという気がいたしますので、是非こちらの方も積極的に御検討いただきたいと思います。

田口総務課長 承りました。

斉藤部会長 それでは、時間がまいりましたので、本日のヒアリングは終了したいと思います。大変ありがとうございました。

また、いろいろ御質問があったら、事務局を通していたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

( 総務省関係者退室 )

斉藤部会長 それでは、引き続きまして12時半ぐらいまで、今日のヒアリングも含めて、ほかのことでいいんですけども、懇談会を開催します。

熊埜御堂参事官 済みません。部会のことについて1点だけ事務局から確認させていただきたいんですけども、本日統計センターの方の報告書でございますけれども、統計センターから事務的には今月の中旬ぐらいに公表したいというふうに言っておりますので、本日いろいろと御議論いただきましたことについてどうするかということは、また検討すると思っておりますけれども、それに加えまして修文とか、ここは問題だという御意見がございましたら、恐縮でございますけれども、今週中ぐらいに事務局の方に寄せていただきましたら、事務局の方でそれをまとめまして統計センターの方につなぎたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

一応、我々としては実務的なスケジュールについては、もう目途も過ぎておりますし、協力したいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

斉藤部会長 それでは、そういうことでお願いします。  
それでは、懇談会にしたいと思います。